

競争入札参加資格審査申請書提出要領 「大分県内建設業者」

(1) 申請資格

令和8・9年度大分県競争入札参加資格審査申請を行っている者

(2) 提出先

日田市役所2階 総務企画部契約検査室

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 Tel0973-23-3111(内線224)

(3) 提出期間

令和8年1月5日(月)から令和8年3月13日(金)

午前9時から午後4時30分(土、日、祝日は除く)

(4) 提出方法

持参又は郵送(宅配等)

(5) 提出部数

1部

(6) 資格の有効期間

令和8年度から令和9年度

(7) 提出書類

	提出書類	本店の所在地	
		日田市内	日田市外
1	競争入札参加資格審査申請書(様式1)	○	○
2	工事経歴書又は完成工事内訳書	○	○
3	委任状(原本)		△
4	営業所一覧表		△
5	委任先を登記していることの確認できる書類		△
6	滞納のない証明書(原本)	○	△
7	石綿作業主任者技能講習の修了書等の写し	△	△
8	返信用封筒(返信切手を貼り、返信先を記入したもの)	△	△

○印は全業者必要

△印は必要な業者のみ提出(「書類ごとの注意事項」を参照)

提出における注意事項

注意事項

1. 提出する際、A4 フラットファイルは必要はありません。書類のみご提出ください。
2. 令和7年度入札参加資格審査申請必要書類の提出期限は令和8年3月13日(金)(必着)です。
提出期限を過ぎて必要書類が提出された場合は、資格審査申請は無効となります。
3. 申請資格のない者が申請をしたときは、資格の認定を行いません。また、申請書もしくは添付書類の事項について虚偽の記載をしたとき、又は重要な事項について記載をしなかったときも、資格の認定を行わないものとします。
4. 競争入札参加者の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとします。
 - ①建設業法第29条の規定により、建設業の許可を取り消されたとき
 - ②請負契約の履行について不誠実な行為をなしたとき
 - ③その他競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき

書類ごとの注意事項

I. 競争入札参加資格審査申請書（申請書様式1）

- ・全業者提出すること。

【申請内容について】

記載内容は大分県への申請内容と同一であること。

※大分県の受付印は不要であるが、「令和8・9年度大分県競争入札参加資格審査申請」を行っていないものは、資格の認定を行わないものとします。

【委任先について】

1. 委任先とは、常時請負契約を締結する事務所として本社から委任された支店等の事業所のことをいいます。
2. 委任先については、原則、大分県への委任先と同一に限りますが、申請書様式1で大分県の委任先と日田市の委任先が異なる旨の意思表示を行った者については、異なる委任先でも可（建設業法第3条に規定する営業所に限ります）。
3. 2項にある意思表示とは、申請書様式1中の「委任先について、大分県競争入札参加資格審査申請の委任先と日田市へ申請した委任先が異なる委任先である場合は○をしてください」という個所に○を記入することを指します。該当する場合は必ず○をしてください。
(大分県への申請には委任先があり日田市への申請に委任先がない場合、または、大分県への申請には委任先がなく日田市への申請に委任先がある場合も○をしてください。)
4. 委任先を設定する場合は、建設業許可申請書別表に記載された営業所であること。また、申請業種については、委任先が契約締結できる業種の範囲に限ります。

【入札参加資格審査申請業種について】

「入札参加資格審査申請業種」の欄には、日田市に申請を行う業種すべてを記入してください。
申請業種は、大分県への申請、登録業種のみ認めます。

※申請業種の一番下の枠には、必ず主として希望する1業種のみに○印を記入してください（複数選択した場合の申請は無効とします）。

【その他注意事項】

1. 電子入札システム登録済みのメールアドレスを利用して、情報提供を行うことについて○印を記入してください。
2. アスベスト除去工事等の入札に参加を希望される方は申請書様式1中の「アスベスト」の欄に○印を記入の上、提出書類の7と一緒に提出してください。

2. 工事経歴書又は、完工工事内訳書

- ・全業者提出すること。

3. 委任状

- ・日田市との取引を委任先に行わせる場合提出すること（任意様式）。

4. 営業所一覧表

- ・日田市に申請する委任先が大分県へ申請した委任先と異なる場合提出すること。
※建設業許可申請書別表に記載された営業所のみ有効

5. 委任先を登記していることが確認できる書類

- ・日田市との取引を行わせる委任先が日田市内にあり、この委任先を法人登記している場合提出すること。（現在事項全部証明書等）

6. 滞納のない証明書（原本）

- ・日田市内に事業所がある場合提出すること。
※令和7年12月1日以降の証明日であること。

7. 石綿作業主任者技能講習の修了書の写し（石綿障害予防規則第19条）

- ・アスベスト除去工事等の入札に参加を希望する場合提出すること。
- ・平成18年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者にあっては、特定化学物質等作業主任者技能講習の修了書の写して可

8. 返信用封筒（返信切手を貼り、返信先を記入したもの）

- ・郵送で申請を行う者で、受付票の返信を希望する場合必要。

※すべての書類において押印省略可

申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、以下の項目に該当するときは、すみやかに日田市契約検査室に文書により変更等の届出をしてください。

1. 申請者または競争に参加する資格があると認定された者（以下「有資格者」という）が次に該当した場合
 - ①建設業者が死亡したとき
 - ②法人が合併により消滅したとき
 - ③法人が破産により解散したとき

④法人が合併または破産以外の理由により解散したとき

⑤建設業を廃業したとき

2. 有資格者が次の事項を変更したとき

①所在地

②商号又は名称

③法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名

④営業所の名称、所在地及び電話番号

⑤被委任者職氏名

(注) 資格業種の追加及び変更については随時受付をせず、次年度競争入札参加資格申請書の受付時期に、新規の申請により受付を行う。

滞納のない証明書の発行について

発行場所：市税務課 ①番窓口 TEL0973-22-8397

○個人の場合は、代表者の滞納のない証明書

○法人の場合は、法人の滞納のない証明

市税務課①番窓口にて、証明書の発行を受けてください。証明には手数料が必要となります。ご不明な点につきましては市税務課①番窓口にお問い合わせください。

税金を納付（引落）された後、1～2週間は窓口で納税の確認ができないことがありますので、領収書又は通帳（記帳したもの）を持参ください。

記入漏れ、添付書類の不足等のないように注意してください。